

別表 1 (第 3 条関係)

対象工事一覧

○ : 対象 × : 対象外

改修工事等の内容		備考
① 住宅等の増築及び一部改築		同一棟に限る。 建築確認が必要なものは建築確認済証の提出が必要
② 外装工事	○ 屋根、軒裏の改修 雨どいの設置又は改修	塗装工事を含む。 下地改修工事を含む。
	○ 外壁の改修	塗装工事を含む。 下地改修工事を含む。
	○ 換気塔、喚気口の設置又は改修	
	○ 雨戸の設置、改修又は取替え	電動雨戸を含む。
	○ 外部建具の設置又は改修	網戸を含む ガラスのみの場合を含む。
	○ バルコニー、ウッドデッキ又はパーゴラの設置・改修	
③ 内装工事	○ 間仕切りの変更	
	○ 床仕上材の改修又は補修	床暖房工事を含む。 下地改修工事を含む。
	○ じゅうたん、カーペットの設置又は改修	床に置くだけのものは対象外
	○ 内壁の改修	塗装工事を含む。 下地改修工事を含む。
	○ 天井の改修	塗装工事を含む。 下地改修工事を含む。
	○ 畳の取替え、表替え又は裏返し	下地改修工事を含む。
	○ 造作家具工事	大工工事を伴うものに限る。
	○ 階段の設置又は改修	
	○ 内部建具（ドア、ふすま、障子等）の設置、改修又は取替え	
	○ カーテンボックス等の設置又は改修	カーテン、カーテンレール、ブラインド等の設置は対象外
④ 設備工事	○ システムキッチンの設置又は取替え	
	○ 流し台の設置、改修又は取替え	
	○ ガスコンロ、電磁調理器、食器洗淨機等の設置又は取替え	システムキッチンと一体（ビルトイン）となっているものに限る。
	○ 炉、囲炉裏等の設置又は改修	床、壁、天井等の工事を伴うものに限る。
	○ ペレットストーブ、まきストーブ等の設置、改修又は取替え	床、壁、天井等の工事を伴うものに限る。
	○ 浴槽、洗面化粧台、洗濯パンの設置、改修又は取替え	
	○ 便器の設置又は取替え	

④ 設備工事	○	暖房等機能便座の設置又は取替え	
	○	給水、排水、ガス等の配管工事	他の対象工事を伴う配管工事を含む。 外部における配管工事で母屋に係るものを含む。
	○	給湯器、ヒートポンプ給湯器、太陽熱温水器の設置、改修又は取替え	
	○	換気扇、レンジフードの設置、改修又は取替え	床下換気扇を含む。
	○	スイッチ、コンセント、配線等の設置、改修又は取替え	他の対象工事に伴う外部における配線工事を含む。
	○	電気容量増設工事	
	○	照明器具の設置又は取替え	壁、天井等の工事を伴うものに限る。 引掛けシーリングタイプ等の照明器具の設置は対象外
	×	家電品（エアコン、AV機器、冷蔵庫、照明器具等）の購入又は設置	
	×	住宅用火災報知器、防犯システム等の設置	

⑤ 外構工事	○	門、塀、柵の改修又は設置	住宅の安全又は防犯対策に資するものに限る。
	○	玄関ポーチの改修	屋外アプローチの改修は対象外
	○	造園工事	剪定などの維持管理は対象外
⑥その他工事	○	土台、基礎、柱等構造材の補強又は修繕	白アリ防除工事（予防・駆除）を除く。
	○	床、外壁、天井又は屋根の断熱材充填	
	○	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差の解消、廊下幅の拡張、エレベーターの設置、その他これらに類する工事）	内部外部共
	×	別棟の住宅、車庫、物置等の増築、新築又は改修	
	×	太陽光発電システム	

※改修工事に当たっては建築基準法等各種法令を順守したものとすること。

※住宅等の本体及び住宅等の本体に付随するものの改修工事を対象とする。

※店舗等の用途を兼ねる住宅の場合、住宅等の部分にかかる工事のみを対象とする。

※対象工事に伴う解体、撤去、廃材処分費用は対象とする。

※工事を伴わないものは対象外とする。

※部品の交換のみは対象外とする。